

平成30年8月10日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県地方独立行政法人評価委員会
委員長 伊 藤 成 治

意 見 書

地方独立行政法人青森県産業技術センターの「第二期中期目標期間終了時見込業務実績評価書（案）」について、地方独立行政法人法第28条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

また、地方独立行政法人青森県産業技術センターの「第二期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討（案）」について、地方独立行政法人法第30条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 「第二期中期目標期間終了時見込業務実績評価書（案）」への意見

適当と考えられる。

2 「第二期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討（案）」への意見

審議の結果、

- ・本県の産業振興施策の推進に当たり、試験・研究開発及び成果の移転・普及等の技術的な下支えを担う公設試験研究機関として、重要な存在意義が認められること
- ・中期計画は総じて順調な進捗状況にあり、概ね中期目標の達成が見込まれること

などの理由から、青森県が設立する地方独立行政法人として、引き続き県との連携の下、法人化のメリットを最大限に活かし、業務を継続することが適当と考えられる。